

群馬県教職員互助会理事長職務代理規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)

(平成 16 年 4 月 1 日一部改正)

(昭和 53 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会規約第 14 条第 2 項の規定に基づき、理事長職務代理について定める。

(職務代理の順位)

第 2 条 前条の職務代理の第 1 順位は、群馬県教育委員会事務局教育次長とし、第 2 順位以下については、そのつど定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。